

平成 28 年度中小企業振興施策の 取組状況報告書を市会に提出しました

～横浜市中小企業振興基本条例に基づく年次報告～

「横浜市中小企業振興基本条例」(22 年 4 月施行) 第 8 条に基づく年次報告書をまとめ、本日、市会に提出しました。

報告書は、経営基盤の強化、経営の革新につなげる多様な中小企業振興施策の実施状況に加え、市内中小企業者の受注機会増大に向けた取組についても掲載した総合的な年次報告書です。

28 年度も、全庁的、継続的な推進体制（横浜市中小企業振興推進会議）のもと、全市一体となって条例の趣旨を踏まえた様々な取組を推進しました。

平成 28 年度の中小企業振興施策等の実施状況（報告書 P. 9～75）

取組概要については、報告書 P. 2～4 をご覧ください。

1 中小企業振興施策の実施状況

◎経営基盤の強化、経営の革新を図るため 75 事業を展開しました。

＜平成 28 年度決算額（融資関連事業、資源集団回収事業を除く） 1,947 百万円＞

- 経営や技術課題に関する相談、販路拡大や売上増大に向けた提案など、きめ細かな支援や、人材確保の支援、商店街の振興など、中小企業の経営基盤強化に資する取組を着実に実施。
- 健康・医療分野における、新製品・新技術の創出支援や、集客力のある大型店・百貨店などと連携した商店街・女性起業家支援など、中小企業の成長・発展に向けた技術・経営革新の取組を強力に後押し。

2 市内中小企業者の受注機会増大に向けた取組状況

◎工事、物品及び委託契約における市内中小企業者の受注機会のより一層の増大に向け以下の取組を実施しました。

- 工事の発注では、分離・分割発注事例の庁内での共有、設計段階における分離・分割発注や技術修得型共同企業体への発注の検討義務付けなど、取組を相当程度に徹底。
また、小規模な工事において参加資格を市内中小企業者に限定した入札を引き続き実施。
- 物品及び委託の発注では、庁内での情報共有や研修等を通じて、引き続き意識の向上を図るとともに、一定金額以下の一般競争入札において参加資格を市内中小企業者に限定したほか、事業者選定において市内中小企業者の選定状況を必ず確認する取組等を引き続き実施。

報告書全文については、以下の URL に掲載しています。

URL : <http://www.city.yokohama.lg.jp/keizai/shinko/>

お問合せ先

経済局政策調整部経済企画課長 高橋 功 Tel 045-671-2565

※本件は、横浜経済記者クラブへも同時発表しています。